

平成 20 年 11 月 25 日

株主・質権者の皆様へ

## 特別口座を開設する口座管理機関等のお知らせ

当社は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「決済合理化法」という。）の施行日において株主名簿に記載されている株主および質権者の皆様について、株式会社証券保管振替機構に対し決済合理化法附則第 8 条第 5 項の通知を行い、その特別口座を下記の口座管理機関に開設することとなりましたので、お知らせいたします。

記

<特別口座を開設する口座管理機関>

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

以 上